

三木町農業委員会

令和5年5月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年5月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年5月22日

(会議時間) 14:40～15:45

(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 16名

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤沢	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
15番	横山	良秀
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 3名

10番	鎌倉	博之
11番	高重	浩二
16番	岡田	久

事務局

1. 川田耕平課長補佐
2. 池田静代副主幹
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取消願について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

14時40分 開会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。さきほどは総会お疲れさまでした。
それでは引き続きにはなりますが、ただいまから、5月の農業委員会定例会を開会いたします。本日、鎌倉博之委員、高重委員、岡田委員より欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案13件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。本日の議事録署名委員につきましては、鎌倉守委員さんと松田委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よりしくお願いいたします。

会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 3条の所有権売買やね。これについて地区担当の農業委員の方、補足説明がございましたらお願いします。

会長 これ、■■■■さんのところの財産処分で農地のまま売買が進むというやつやな。補足説明はなしでいいね。

小川委員 会長、構わないですか。今のやつは、■■■■さんの土地の■■■■さんの残りの三角のところですか。

会長 そやね。

小川委員 だから、それは。

会長 両方で917と875やから1,700㎡ぐらい。

小川委員 膳本と■■■■さんの分は話してないん。

会長 ちょっと参考やけれども、5条の地図があるじゃないですか、これで言う申請地と言う赤い文字で書いているこの田のところを言うところではないですか。事務局から補足の説明をお願いします。

事務局 番号1番のところなんですけど、5条の申請で出てくる分譲地の残地部分とその隣の農地になるんですけれども、現況で譲受人が耕作されてるところもありまして、今回、購入して使うということです。それが番号1番になります。番号2番の方なんですけれども、譲渡人が農地についてはほとんど■■■■さんに貸しておるような状況なんですけれども、こちらの申請地が道がなくて自分の所有地を通らないと耕作できないということで安価に取得することになりました。今後は米のほかに玉ねぎや人参などの野菜を耕作していくということです。以上です。

会長 事務局の説明で後ほど出てくる5条の説明で5条の売買に入っていない譲渡人の土地で、譲受人が既に作っておったというところですね。場所と言うと5条の絵の申請地と言う赤い字が入っているところは1枚と道路を挟んで西側2枚目かな、道側ではなくて1枚空いて2枚目の細長いところの田んぼのこのようでございます。続きまして3番は■■■■、これはですね、■■■■さんの元々お母さんが住んどった家なんですけれども■■■■さんがこの度、購入しまして、その家の横に234㎡、田が付いてまして、それを家を買った■■■■さんが同時に買い取りたいということで出てきたものでございます。次、4番、これは■■■■の■■■■ですね、この地区の担当委員さんは今日はおいででないので、事務局、補足説明してもらえます。事務局、特にないか。

事務局 今回、3条で出てますけど、非農地でも出てますけど。■■■■さんの方が■■■■さんの方にすべて土地の方を売り渡すということです。

会長 5番、■■■■やな。地区担当はどなたになるんでしょうか。この地区担当もおいででないのか。広さ的には183㎡。6番は■■■■ですね。

香西委員 6番、■■■■の分ですけれども、資料のとおり、片方は労働不足、片方は経営規模の拡大ということで以上です。

会長 はい、ありがとうございました。議案第1号の関係ですね、農地の売買についてでございます。番号1から6まで質問ございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号、3号について併せて事務局より提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。議案書の3ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の位置図もご覧ください。
【議案第2号、議案第3号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

鎌倉委員 5月分の報告を行います。5月分の農地法関連の申請について、令和5年5月12日の金曜日、午前9時から4条申請1件、5条申請5件につきまして、会長、岡田委員、私鎌倉、事務局2名の計5名及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認をいたしました。その中で問題となったのは4条申請、番号1です。こちらにつきましては、すでに造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長 それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がございましたらお願いします。

小川委員 申請人が無断転用で納屋を建てたんですね。その横で息子さんの住宅を建てるということで、その納屋を潰して宅地にしようとする。そういうことで問題ないと思います。

会長 次、5条ですね。

小川委員 ■さんが亡くなって、相続人がいないということで、弁護士の管財人さんが全部引き受けて。位置図を見ていただきたいのですが、赤で記しているのが田で2,867㎡あります。併用地として宅地で1,760.39㎡あります。合計で4,627.39㎡、ここに両備ホームズが2階建ての分譲住宅を15棟、建てるという予定です。生活排水は公共の下水道に流して、雨水は用水路に流すということで地元水利組合との話はついて問題はないと思います。よろしくお願いします。

藤澤委員 2番と3番ですけれども、共に町道沿いということで転用に関しましては何ら支障がないということで。排水先も地元で協議いたしておりますので特に問題はありません。よろしくお願いします。

事務局 5条申請番号4番につきましては事務局より説明させていただきます。申請地の地図をご覧くださいまして、東側の池は■で申請地は池の西側になります。申請面積は1,919㎡と大きいですが、周囲に農地もなく影響も考えられませんので問題ないと判断しております。以上です。

会長 4条と5条が同時になりますが、何か質問はございますか。5条の2番、三木町としては大きいですが、■さんのところやけれども。地図を見てもらえますか、2番、この赤い部分が3つ縞がありますけれども、大きい2つが現状いちごハウスでございます。これだけで5,000㎡ぐらいになります。特定建築条件付売買予定地ということで。■の■から北へいったところの交差点ですね。交差点から1本東の道ですね。今、現状は大きいビニールハウスが建っています。あと、質問はございますか。

会長職務代理 ■さんは60やけども、思い切ってイチゴを辞めてしまうんですね。

事務局 事務局としてはイチゴは引退すると聞いています。

会長 ちょっと補足になりますが、5条申請の1番の■がありますね。■からずっと北へ上がる予定の道のところですね。■さんのおばあちゃんがおいでたんやけど昨年亡くなりまして、跡継ぎの方もおらんと言うことでして、田は貸していたんですけども解約して、ここにあるような遺産相続で相続財産管理人がにつきまして終いをしていたということですね。■さんと■さんとの間ですね。これは現地で2番の方の水利組合の話が出たけれども、解決したんでしょうか。

事務局 ■と■の水利組合から同意書が届いています。

会長 と言うのはちょうど■と■池と、厳密に言うたら■の■辺り、色々な水路が来ている所でどちらの責任や管轄やと揉めたりした経緯があるみたいやけれども、解決したということでございます。

会長 特にございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 はい、では次に移ります。議案第2号 農地法第4条の許可申請ですね。これについて賛成するという委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。では、議案第3号 農地法第5条の許可申請ですね。これについて賛成するという委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、

非農地証明願について、事務局、提案をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第4号 非農地証明願について説明します。議案書の6ページをご覧ください。

【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で、議案第4号 非農地証明願についての説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

会長 これは山にかかっているんですね。これは先ほどの3条と隣り合わせの位置ですか。

事務局 そうですね。場所が[]のすぐ近くになります。

会長 非農地証明について、質問はありませんか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは採決に入ります。議案第4号 非農地証明願について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして、議案第5号でございます。議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。番号6から説明いたします。

【番号6から番号21について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 質問のある方いらっしゃいますか。特にございませんか。

古市委員 9番と10番の[]さんのトマトというのをちょっと説明いただけたらありがたいです。

事務局 []というのは、[]のグループ会社になりまして、今回試験的に露地野菜を[]の方でやりたいということで、今回トマトを栽培されるという風に聞いております。

会長 新しい会社やな。

事務局 そうですね。

古市委員 4,000㎡、既存の経営耕作面積あるんですが、これは何を作っているんですか。

事務局 4,000㎡に関しては先月、4月の定例会において[]さんの土地を4,034㎡借り受けて、現在、水稻とニンニクを栽培しています。今回に関しては試験的にトマトを栽培するという計画をしていて、[]さん、元々、[]という会社で、昨年度の秋ぐらいに組織改編がありまして名前が変わったんですが、この地区では夏イチゴの栽培でありますとか、[]の地区の方の農地を借りて営農を[]地区を中心にやられているということを聞いております。

会長 イチゴは契約は名前変えたのかな。

事務局 ■■■■■さんが名前を変えているので、変えているかなと思います。

会長 ■■■との契約の名義を確認しておいて。これは■■■ではなくて普通の田やな。

会長職務代理 ■■■行く道の辺りやろ、■■■を上がってすぐ。■■■さん言よったな、田が。

事務局 今、現在耕作されているのは■■■さんの土地です。

会長職務代理 もう一つは■■■さん、もうちょっと下やね。

会長 ■■■さん、前に■■■を■■■と契約してイチゴをやってまして。その時に1回来てね。■■■の辺りをそれなりに活性化したいんやいう話がありまして。それやったら地元とよく話をして進めてくださいということにはしていたんですけども。他には気が付くことはありませんか。はい、それでは採決に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、これについて承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認とします。それでは報告事項になりますが、続けて報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取消願と報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、続けて報告をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取消願について説明します。
【報告第1号、報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。

会長 報告第1号、第2号の報告ですが、ご質問はございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 なければ、以上で審議事項は終了しました。次に次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年4月について。農地法第4条につきましては、香川県が3件、35,091.30㎡、三木町分については0件でございます。農地法第5条につきましては、香川県が11件、32,278.00㎡、三木町が0件でございます。以上です。その他、何かありましたら。以上で終了いたします。事務局へお返しします。

事務局 それでは閉会に当たりまして、溝淵会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして、農業委員会5月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15:45 閉会